

「 憲法と自由 」

神戸市 匿名希望

ぼくたちが、持っている人権とはどのようなものなのか。日本国憲法第11条には次のように示されている。「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」そして、基本的人権は、すべての人々が当然もつべきものとして保障されている権利とある。そして、その権利とは、生命、自由及び幸福を追求する権利、請願する権利、表現の自由などである。

しかし、多くの人々が権利の意味を間違っていると思う。新聞にこのような記事が載っていた。

「私は全盲で、盲導犬と共に行動しています。先日、大阪駅前のバス停でバスを待っていると、前に並んでいた女性から『犬を連れてバスに乗るつもり？』と非難されました。バスに乗ると、その女性も乗り込んできて、『ババア、さっさと降りやがれ』と口汚くののしってくるのです。」

この記事を読んで、こんな発言をした女性は障害者たちに対してどう思っているのだろうと思った。全盲の人だって好きでそのようになっている訳でもないのに、そのように言うのはおかしい。表現の自由という権利が与えられたからといって他人のことを馬鹿にしてはいけないはずだ。自由が与えられたからといってそれを濫用してはいけないと思う。

福沢諭吉が残した言葉がある。

「自由とわがままのさかいは、他人の妨げをなすとなさざるとの間にあり。」

憲法も同じなのだと思う。国民一人一人に自由と権利が与えられている。しかし、その権利で他人の自由を侵してはいけない。他人の自由を侵すということは、その人はただのわがままになっている。だから、本当の自由を得ようと思ったら一人一人が他人の妨げにならないようにしなければならない。他人のことを考えた上で、自分の権利を使っていきたいと思う。